

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会
開 催 日 時	令和8年1月6日(火) 18時30分から20時20分まで
開 催 方 法	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	新川委員(会長)、中川委員(副会長)、委員、委員、委員
欠 席 者	—
案 件 名	(1) 審査会の会長・副会長の選出について (2) 諮問について (3) 審査会の運営について (4) 枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について (5) その他
提出された資料等の名 称	資料1 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会委員名簿 資料2 諮問書(写) 資料3—1① 枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(案) 資料3—1② (別紙)策定における基本的な考え方(案) 資料3—2 仕様書(案) 資料3—3 選定審査表(案) 資料3—4 様式集(案) 資料4 審査会開催日程(案) 参考資料1 枚方市附属機関条例(抜粋) 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程・枚方市情報公開条例(抜粋)
決 定 事 項	1. 会長に新川委員を、副会長に中川委員を互選した。 2. 枚方市長から枚方市総合計画等策定支援業務事業者の選定について諮問を受けた。 3. 会議を非公開とした。また、会議録については、各委員の確認を経て、会長の承認を得た上で確定し公表することとした。 4. 枚方市総合計画等策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総合政策部 企画課

## 審 議 内 容

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、只今より「第1回 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会」を開催いたします。

私は事務局を担当しております、総合政策部企画課 課長代理の久本と申します。

本日、第1回目の審査会においては、会議の公開・非公開が決定されるまでは、本市の規程に基づき公開とさせていただきますので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、審査会の開会にあたりまして、総合政策部長の藤原から、一言、ご挨拶をさせていただきます。

【事務局】 総合政策部長の藤原でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、「枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員への就任にあたりまして、ご快諾くださりまして、ありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

さて、本審査会の名称にもございます、総合計画でございますが、この総合計画は、市政の運営の基本的な方針であり、また各行政分野における個別の計画の基礎となる、本市の最上位計画でございます。

本日、参考資料としてお手元に配布しております現行の総合計画は、令和9年度末をもって計画終期を迎えます。これに合わせて、時期を同じく終期を迎える第3期枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略とあわせ、令和10年度を始期とする次期計画の策定に向けて、来年度から本格的に作業を進めてまいります。この策定作業は、令和8年度と令和9年度の2か年をかけて進めてまいります。その間、データ収集やその集計、分析などを行うにあたり、民間事業者の支援を受けることで、効率的で円滑な策定を進めてまいりたいと考えております。

この策定支援事業者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたりまして、本審査会には、専門的見地からご評価をいただくために、各分野の専門的な知見をお持ちの皆様にご参画をいただいております。

後ほど、担当からご説明させていただきますが、本審査会は、本日を含めまして、複数回の開催を予定しております。

それぞれ、お忙しい中で、ご負担をお願いすることとなりますが、委員の皆様におかれましては、本市総合計画の円滑な策定に向けて、事業者選定に対し、慎重なご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 開会に先立ちまして、お願いがございます。

本日の審査会について、後ほど公開・非公開をご決定いただく予定でございますが、審査会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと考えております。

これは、本市では審議会の会議録について、委員の皆様の発言内容を全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることを定めているためでございます。

また、委員の皆様には、本市条例の規定により守秘義務が課せられておりますので、よろしくお願いいたします。

ここまでで、何かご質問等はございませんか。

## 1 開 会

【事務局】 それでは、ただ今から、第1回 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会を始めさせていただきます。本日は5名の委員全員にご出席をいただいております、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、本日の会議が成立している旨をご報告いたします。

## 2 委 員 紹 介

【事務局】 それでは審査会の委員として、ご就任いただく皆様をご紹介します。

資料1としてお配りしております委員名簿の順に、私の方からご紹介させていただきます。

大阪工業大学 情報科学部 データサイエンス学科 准教授 坂平文博委員でございます。

中川恵子税理士事務所 税理士 中川恵子委員でございます。

同志社大学 名誉教授 新川達郎委員でございます。

京都女子大学 心理共生学部 心理共生学科 教授 橋本有理子委員でございます。

本多重夫法律事務所 弁護士 本多重夫委員でございます。

なお、委嘱状につきましては、お席に置かせていただいておりますので、お受け取りいただきますよう、お願いいたします。皆様の任期は、委嘱状にありますとおり、答申の日までとし、答申は令和8年4月中を予定しております。

次に、本審査会の事務局職員の紹介をさせていただきます。

総合政策部 部長の藤原でございます。

総合政策部 次長の山中でございます。

企画課 課長の福山でございます。

企画課 係長の杉本でございます。

企画課 主任の市田でございます。

企画課 係員の奥でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。資料は

【資料1】 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会 委員名簿

【資料2】 諮問書（写）

【資料3-1①】 枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）

【資料3-1②】（別紙）策定における基本的な考え方（案）

【資料3-2】 仕様書（案）

【資料3-3】 選定審査表（案）

【資料3-4】 様式集（案）

【資料4】 審査会開催日程（案）

参考資料としまして

【参考資料1】 枚方市附属機関条例（抜粋）

【参考資料2】枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程・枚方市情報公開条例（抜粋）でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

### 3 案 件

#### 案件（1）審査会の会長、副会長の選任について

【事務局】 それでは、案件をご審議いただきしたいと思います。

はじめに、「案件（1）審査会の会長、副会長の選任について」でございます。

参考資料1をご覧ください。資料中段にございます枚方市附属機関条例第4条2項の規定により、本審査会には委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっています。

事務局案といたしましては、本市の次期総合計画等の策定にあたり、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論のもと、実施事業者の選定をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長には、行政・地方自治公共政策分野においてご活躍されています新川達郎委員に、副会長には、税理士としてご活躍されています中川恵子委員に、お願いしてはどうかと考えておりますが、ご同意いただけますでしょうか。

【委員】 異議なし

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会長に新川達郎委員、副会長に中川恵子委員を選任いただくことをご承認いただきました。

恐れ入りますが、新川委員、中川委員は、会長・副会長の席へご移動をお願いします。

それでは、会長、副会長より、それぞれ順に一言ごあいさつをいただきたいと思えます。

【会長】 ただいま、当審査会の会長にご選出いただきました新川でございます。

枚方市の総合計画など様々なことに関わらせていただいております。今回新たな計画に向けての事業策定支援業務を依頼するコンサルティング会社を選定する本審査会にて、あらためて委員として携わらせていただくことになりました。

もちろん、計画そのものの策定は重大でございますが、同時に、こうした計画を策定するにあたりまして、どのような支援体制を作っていくのかが大変重要になってこようかというふうに思っております。

昨今の行政の事情からすると、自前で取り組まれているケースもないわけではございません。しかし、餅は餅屋です。こうした策定業務や調査研究に長けた機関に一定支援をお願いするけれど、あくまでも枚方市がイニシアチブをとって役割分担等をきちんと行い、適切な助言や情報収集、または様々な先進事例の収集を図り、適切に供給できる団体を選定するということができればと思っております。特に、今回は公募型プロポーザル方式ということになってございます。各機関団体は知恵を尽くして応募されると思っておりますので、こちらも負けないように力を尽くしていければと思っております。

事務局の皆様共々、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

中川副会長、よろしく願いいたします。

【副会長】 税理士の中川でございます。副会長をさせていただきます。

枚方市の審議委員会は何度か経験があるのですが、不慣れなためご迷惑をおかけしない

ように、審査委員として一生懸命頑張るとともに、副会長としても、会長を補佐し審査会を円滑に進められるよう努力しますので、皆様ご協力をお願いいたします。

【事務局】 それでは、以降は、新川会長に審査会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### **案件（２）諮問について**

【会長】 それでは審査会を進めてまいります。

まず、「案件（２）諮問について」事務局よりお願いします。

【事務局】 本日、本審査会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。皆様には、資料２としてその写しをお配りしております。

本審査会は、次期枚方市総合計画及び枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定において、策定に関わる業務全般に関して必要な企画、助言、支援を受けることで策定業務の円滑化等を図る観点から、業務の一部を委託する予定としており、公募型プロポーザルによる支援事業者の選定に関しまして、審議・答申を行っていただくために設置した審査会でございます。

選定にあたりましては、申請事業者が提示します企画提案書やプレゼンテーションの内容について、各専門的見地からご審査及び採点をいただきます。そして、その合計点が最も高い団体を最優秀提案者として、答申をいただくものでございます。

以上でございます。

### **案件（３）審査会の運営について**

【会長】 それでは続きまして、「案件（３）審査会の運営について」を議題とします。

本件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 今後、本審査会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開。次に、会議録の作成方法と公表・非公表。最後に、会議資料の公表・非公表。以上の３点について、ご決定いただきたいと考えております。お手元の参考資料２「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程・枚方市情報公開条例（抜粋）」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。２つめの四角囲み、第３条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。また、その下にございます第３条第２項におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。２ページに本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、事務局としましては、本審査会でご議論いただく内容のうち、本審査会でご審議いただく、事業者の募集に係る要件や審査基準の作成過程、企画提案内容の審査過程などの審議内容が、網掛けしております第５条（６）の項目に該当しており、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」として、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。

次に、会議録の作成について、でございます。

お手数ですが、参考資料２の１ページにお戻りください。枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程、３つ目の四角囲み、第６条第４項にございますように、審議の経過が分

かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。会議録につきましては、先ほどの会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされておりますので、この審査会につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきますと考えています。

また、会議録の公表につきましては、4つ目の四角囲み、第7条第1項の網掛け部分にございますように、先ほど会議の公開のところでご説明しました、第3条第1項の非公開事由に該当する会議の会議録については、非公表とできることが定められております。本審査会は非公開とすることが妥当ではないかと考えておりますので、会議録を非公表とすることもできますが、情報公開制度の趣旨に鑑みると、可能な限り公表すべきものであると考えます。事務局としましては、本審査会の答申を受けた後に公表という取り扱いとしてはどうかと考えております。

最後に、審査会の提出資料の取り扱いでございますが、事務局としましては、会議録と同様、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」に該当するものとして、答申をいただくまでの間は、全て非公開とする取り扱いとしてはどうかと考えております。ただし、審査会の透明性確保の観点から、答申をいただいた後には、本日の資料にございます委員名簿も含め、全て公表とさせていただきますかどうかと考えております。

まとめますと、会議につきましては、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」である場合は、会議を「公開しないことができる」とされていることを踏まえまして、公開、非公開をご決定いただきたいと思いますと考えております。会議録と会議資料につきましては、本審査会の答申を受けた後に公表という取り扱いをしてはどうかと、このようにご提案をさせていただきます。

以上でございます。

【会長】 ただ今、事務局から審査会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

ご質問、ご意見等もないようです。

それでは、お諮りします。本件について、審査会の会議は非公開とし、会議録を作成の上、本審査会の答申後に委員名簿も含めた提出資料とあわせて公開とすることにご異議ありませんか。

【委員】 異議なし。

【会長】 ご異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。

#### **案件（４）枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について**

【会長】 それでは、本件へのご質問・ご意見はこの程度とさせていただきます。次に「案件（４）枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について」を議題とします。本件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、「枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）」についてご説明いたします。

資料3は4種類ございます。資料3-1①募集要項、資料3-1②策定における基本的な考え方、資料3-2仕様書、資料3-3選定審査表、資料3-4様式集 それぞれ案段

階のものでございます。

昨年末に送付させていただきました資料から、方向性は変えておりませんが、内容を変更している部分がございます。大変恐縮ではございますが、本日お配りしております資料をもとに、ご説明をさせていただきます。本日は、主に募集要項と仕様書の内容について、委員の皆様からのご意見等をいただき、案を固めていきたいと考えております。次の第2回選定審査会にて審査基準の詳細など、あらためてお示しさせていただきます、ご意見を伺ったうえで仕様書などとあわせて内容を決定し、公募の手続きを進めてまいります。

それでは、まず、運営事業者を選定する際の「資格要件」や企画提案の方法など、募集にあたってのルールや手順を記載した募集要項の内容からご説明させていただきます。

お手元の資料3-1①「枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）」をご覧ください。

「1. 趣旨」について、この募集要項は、枚方市総合計画等策定支援業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により優先交渉権を得る事業者を選定するための手続き等を示すものです。

この総合計画等とは、総合計画と総合戦略の2つの計画のことを示します。まず、それぞれの計画について、簡単にご説明いたします。

市の最上位計画である総合計画について、冒頭、部長の挨拶でもありましたとおり、現行の第5次総合計画が令和9年度末をもって計画期間を迎えます。総合計画の策定は義務ではなく、各自自治体の判断に委ねられていますが、少子高齢化・人口減少社会の進展をはじめ、本市を取り巻く課題が多様化・複雑化している状況において、持続可能な行政運営を行っていくためには、引き続き、市全体の施策を統合的に推進する必要があります。このため、次期総合計画の策定に取り組むものです。

続きまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」ご説明いたします。

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法において、地域の実情に応じ、計画を定める努力義務が明記されています。本市では、人口減少への対応を図るため、総合戦略を策定し、取組を進めてきました。

この総合戦略と総合計画については、市民へのアンケート調査や将来人口推計の実施といった策定プロセスが共通していることや、それぞれの計画内容を整合的に検討する必要があることなどから、策定作業を並行して進めていきます。他市の事例では、総合計画と総合戦略を一体的に策定するケースも見られますが、本市は、現時点では未定としております。

続きまして、「2. 委託業務」（1）業務内容について、資料3-2の仕様書のとおりとしますが、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではありません。実際に契約を締結する際の業務内容は、本プロポーザルにより選定された事業者の企画提案書をもとに、協議を行ったうえで決定します。資料3-2の仕様書につきましては、後ほどご説明いたします。

また、次期総合計画の策定にかかる基本的な考え方について「（別紙1）」を参照することとしておりますので、そちらに沿ってご説明いたします。お手元の資料3-1②をご覧ください。

「1. 基本的な考え方」として3つ掲げております。

1つ目、枚方市の未来を見定めた総合計画について、固定的な計画期間にとらわれることなく、人口減少や高齢化、気候変動、技術革新など、社会情勢の変化や新たな課題を見

据えたいうえで、長期的な視点で枚方市が目指す姿を描き、バックキャストの視点も含め、その実現に向けて今後、実施する施策を検討していきます。

2つ目、市民や事業者など多くのまちづくりの主体の参画について、

市民や事業者などのニーズを的確に把握するため、多くのまちづくりの主体に参画していただくとともに、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりにつながるよう、市全体で計画を策定していきます。特に声をあげられない、あげにくい人たちの声、例えば、性的マイノリティや障害者の方などの声についても、広く拾いあげていくイメージを持っております。また、未来を担う世代である、こども・若者世代については、アンケートはもちろん、ワークショップなどの意見表明の場や審議会委員への登用など、計画策定への参画機会を十分に確保することで、まちづくりを担う当事者としての意識醸成にもつなげていきます。

最後に、3つ目、新たなデジタル技術の積極的な活用について、AIなどの日々技術革新が進むデジタル技術の積極的な活用により、課題やニーズ分析等の深化を図っていきます。また、デジタル技術の活用により、アンケート調査では拾いきれない、よりエビデンスに基づいた施策の検討に取り組み、SNSなどの日常的なツールを活用した分析をはじめ、これまでの行政の発想にない手法についても事業者の提案も含め、積極的に活用していくことにより、広く意見を抽出していきます。あわせて、策定作業の効率化にもデジタル技術の活用の幅を広げ、策定業務のみならず、広く本市の業務全体への横展開につなげていく考えです。

続きまして、「2. 総合計画の構成及び期間」

お配りしております総合計画の冊子の12ページに構成のイメージを記載しておりますが、(1) 構成について、総合計画は、本市の目標及び基本的施策の大綱を明らかにする基本構想部分と、この基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すとともに、それぞれの基本的施策を実現するための主要な取組をまとめた基本計画で構成しております。

(2) 計画期間について、基本構想は、現行の第5次総合計画において、期間の設定がありませんが、策定プロセスの中で検証を行ったうえで、必要に応じて改定する考えです。また、基本計画は、切れ目なく策定するため、令和10年度を始期とし、期間については、現時点で未定としております。未定とだけ記載してしまいますと、計画のボリューム感が伝わらない恐れがあるため、現行の12年間を参考に記載しております。

続きまして、「3. 総合戦略の構成及び期間」について、(1) 構成について、こちらも冊子の10ページに構成のイメージを記載しております。本市の人口の現状や将来展望を示す人口ビジョンを踏まえ、地域が目指すべき将来像として設定する地域ビジョンとその実現に向けた目標や、具体的な施策で構成しております。人口減少への対応を図るために策定している総合戦略ですが、単に移住・定住施策のみならず、いわゆる関係人口やデジタル技術を活用したスマートシティなど、本市の未来の在り方についても示しているものです。(2) 計画期間について、総合計画と同様、切れ目なく策定するため、令和10年度を始期とし、終期は、未定です。こちらも、現行の第3期総合戦略の期間、4年間を参考に記載しております。

資料3-1② 2ページに戻りまして、最後に、「4. 策定体制」として、仕様書に記載のある会議名称について、委員数や構成、会議時間の目安について、記載しております。「策定における基本的な考え方」についてのご説明は、以上です。

資料を行き来して申し訳ございませんが、資料3-1①「枚方市総合計画等策定支援業

務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）」をご覧ください。

1 ページ目（2）委託期間からご説明いたします。委託期間は、契約締結日から令和10年5月31日までを予定しております。契約締結日は、令和8年5月を目途としております。（3）提案上限額は、委託料として29,400千円以内、（4）契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約としております。

続きまして、「3. 参加資格要件」について、参加にあたっては、2ページの上部に示しております7つの要件をすべて満たす必要があります。また、本プロポーザルは幅広い分野を網羅する必要があることから、共同企業体での参加も想定しております。主な参加要件として、①過去10年間の間に、中核市の人口規模以上の地方公共団体と契約した本業務と同様もしくは類似する業務の取扱い実績を有することや、⑦選定審査会の委員が属する企業等又はその企業等と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。などを設定しております。

続きまして、「4. 参加資格審査・企画提案審査の受付」（1）参加資格・企画提案審査に関する質疑下段の（2）参加表明3ページに移りまして、下段の（3）企画提案書などについてそれぞれの受付期間や提出書類、提出方法などについて記載しております。それぞれの提出にかかるスケジュールについては、資料の最後に記載しておりますので、のちほどご説明いたします。4ページ目に委員のみなさまに、審査・採点いただく企画提案書について記載をしております。企画提案書のサイズや、文字の大きさ、印刷形式など注意事項として記載しております。

続きまして、「5. 企画提案審査の実施」について、（1）審査体制こちらは、資料1の名簿にてお示しさせていただきました内容を転記しております。5ページをご覧ください（2）プレゼンテーションについて、事前にお伝えさせていただいておりますとおり、プレゼンテーションの実施日は、3月18日（水）を第一候補としておりますが、提案者数が6者を超える場合、3月9日（月）に変更させていただく場合がございます。恐れ入りますが、ご予定の確保をよろしくお願いいたします。

次に、プレゼンテーションの方法について、所要時間は、説明20分、質疑応答15分とし、使用する資料は事前に提出される企画提案書のみとし、追加の資料配布は認めません。当日は、紙資料をベースに事業者から説明を受けますが、資料をプロジェクターに映し出しながらの説明も可能とします。また、当日提案いただいた内容を契約後にしっかりと実施していただくことを目的として、業務責任者となる予定の者の出席を求めるとともに、プレゼンテーション内での発言を、企画提案書と同等の扱いとします。プレゼンテーションの内容については、審査を目的として録音、録画させていただきます。委員のみなさまの不測の事態等による欠席の際には、これを使用し審査を行っていただく予定です。6ページをご覧ください。

続きまして、（3）企画提案審査の評価基準についてです。表に示します評価基準に基づき、審査を行っていただき、500点満点で評価します。一番下の経費見積の項目につきましては、提案価格をもとに、あらかじめ事務局で計算のうえ、みなさまにお示しさせていただく予定です。この経費項目をのぞいた委員のみなさまの評価点、計425点満点の6割にあたる255点を最低ラインとして設定する予定です。この評価表や審査基準につきましては、現在精査をしているところであり、第2回の選定審査会にてあらためてご説明をさせていただきます予定としておりますので、本日は、概要のみのご説明いたします。

評価基準としましては、まず、一番左に示しております「業務実施面」「企画提案面」

「プレゼンテーション」「経費」の大きく4つの観点を設けています。この4つの観点に対し、それぞれ評価項目を設定し、中央に記載します評価の視点に従い、審査・採点を行っていただきます。事務局としましては、中央に記載しております企画提案面に重きを置いた評価していただきたいと考えており、特に「独自提案」や基本的な考え方もご説明しました、「AIなどのデジタル技術の活用」「市民参画の手法」の項目の配点を高く設定したいと考えております。

7ページをご覧ください。みなさまに審査・採点していただきました結果をもちまして、最も高い得点を得た参加者を最優秀提案者（契約候補者）に、次点の者を優秀提案者に選定します。参加者が1者のみの場合でも、同内容の審査を行い、最低合格ラインを満たす場合は、契約候補者として決定します。提案審査の結果は、事業者決定後に本市ホームページにおいて公表します。

続きまして、6. その他 留意事項として失格事項等について記載をしております。8ページをご覧ください。7. 契約の締結について、枚方市は契約候補者と契約交渉を行い、再度見積を得たうえで契約を締結します。事故等により契約が不調となった場合は、次点の者である優秀提案者との契約交渉を行います。9ページをご覧ください。最後に、8. 募集要項・仕様書等の公表について事務局である企画課にて、本プロポーザルの内容を記載するページを設けておりますので、こちらで公表を行います。

(2) 実施スケジュールの案でございます。

まず、募集要項等の公表は1月21日（水）とし、公表当日から資料に関する質疑および参加表明を受け付けます。質疑の回答については、2月5日（木）に公表し、参加表明は2月12日（木）まで、最終の提案受付は2月20日（金）までとします。

この提案者数の確定に伴い、3月のプレゼンテーション実施日を決定し、みなさまに審査していただきましたのち、審査結果を4月中旬に通知、下旬に結果を公表したいと考えております。(3)に配布資料として、10ページにまたがりませんが、募集要項に記載しております資料一式を一覧で記載しております。それぞれの様式については、資料3-4の様式集としてまとめております。(4)に問い合わせ先として、事務局である企画課の情報を記載しております。

募集要項についての説明は以上でございます。ここで一旦、説明を区切らせていただきます。

【会長】 ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等はありませんか。

【委員】 資料3-1①8ページ 7. 契約の締結 (2) 契約交渉及び見積書の提出について、再度の見積徴収を行うということなのですが、これは当初提案していた金額よりも高い金額でもいいという趣旨ですか。

【事務局】 はい。見積もりに関しては、企画提案でいただいた金額とあらためて本市と協議した上で金額となりますので、2940万円以内であれば受け入れざるを得ません。

【委員】 最低限のラインは維持されたうえで、交渉が進む中でそれよりも高くなる可能性はあるという理解でいいですね。

【事務局】 はい。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

同じく9ページの提案審査結果の通知について、どの程度まで通知を行う予定でしょうか

か。

【事務局】 基本的には、最優秀の事業者とそれに付随する次点の事業者を公表する予定でございます。

【委員】 点数は公表しないということですか。

【事務局】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 6ページの企画提案審査の評価基準の表中の企画提案面について、各5（小計20）とありますが、（小計25）ではありませんか。

【事務局】 修正します。

【副会長】 先ほどの再見積もりについてですが、2,940万円に収まればいいということでしょうか。

【事務局】 はい、2,940万円を超えることはないです。

【副会長】 募集要項において、提示金額が低いと配点が高くなるという点についてですが、戦略的に極限まで低くすることも可能になるのではないのでしょうか。

【事務局】 基本的には、提案いただいた金額を守っていただくことを考えております。

ただ、本市から追加でお願いしなければならない業務が生じた場合などは、金額の上積みなどがやむを得ない可能性がございます。

【委員】 8ページの7（2）について、今の話のとおり文面の主旨を変えたほうが良いのではないのでしょうか。今の状態ですと、交渉の余地がいくらでもあるように読めます。あくまでも内容が変更されるとか、市の要望に応じてということであれば良いとは思いますが、先ほど副会長がおっしゃったように最初に安く提示すれば良いという話になるので、変更を検討していただきたく思います。

【会長】 書きぶりで応募者の方に誤解を招かれないよう、工夫をお願いいたします。

【会長】 提案いただく金額について、最低限の金額の基準の設定などはしないということでしょうか。

【事務局】 価格調査に引かかるかどうかということですね。

それに関しましては検討し、次回に考えをお示しさせていただきます。

【委員】 8ページの7（2）但し書きについて伺います。事故等があった場合の対応は理解できますが、合意が得られないまま交渉が継続した場合、どこかの段階で見切りをつけるといった対応も想定されるのでしょうか。

【事務局】 そのような場合は一定の期間を設けるなどという対応をしなければならないと思っております。現在、8ページの7（3）の契約を締結しない場合にそのような内容の記載がございませんので、追記を検討させていただきたいと思っております。

【委員】 資料3-1②の1（3）「新たなデジタル技術の積極的な活用」について伺います。文中にある「フィールドにおける分析」の「フィールド」とは、具体的にどのようなもの

を指すのでしょうか。

【事務局】 意図としては、SNSを単なるツールとして捉えるだけでなく、情報のやり取りの場としても捉えるという観点を含めておりますが、ご指摘の通り少々分かりづらい面がございますので、文言を整理いたします。

【委員】 わかりました。これはワークショップのことではありませんよね。

【事務局】 はい。あくまで、アンケートやワークショップなどこれまでやってきたものとは違う手法で、市民の意見やニーズなどを拾えないかという観点で書かせていただいております。

【委員】 わかりました。

【会長】 いわゆるシビテックのようなものを想定しておられるのかと考えました。もう少し分かりやすく整理していただければと存じます。

【副会長】 資料3-1②の4. 策定体制について会議時間の想定はされているけれども、期間や回数の記載がないのはなぜでしょうか。

【事務局】 仕様書に審議会及び庁内委員会の回数について記載しております。会議録の作成や会議の運営補助などを行っていただくことを想定しており、会議録の作成や人件費の策定等の見積もりの材料として使用していただきたいという趣旨で、会議時間を記載しております。

【会長】 資料3-1① 6ページの評価基準について、経費の割合が15%である理由があれば教えてください。

【事務局】 他部署でのプロポーザルの状況を確認すると、概ね10%~15%というものが多く、これを踏まえて15%が妥当であると考えました。

【会長】 一般的には施設、設備のケースでは約30%が多いです。今回の案件は経費につきましては比較的影響が少ないので、加算方式でよいかと思われませんが、金額が大きくなった際は除算方式という方法もございますので、ご参考までに意見させていただきました。

【会長】 ほかに意見はございませんでしょうか。

まとめますと、評価基準について、契約の締結・交渉について、再度の見積りをするにあたっての考え方について、契約を締結しない場合の期間の設定について、委員から意見をいただきましたのでご留意いただければと思います。さらに、資料3-1② 1. 基本的な考え方(3) 新たなデジタル技術の積極的な活用に関して、よりわかりやすい形に文言を検討していただきたく思います。また、4. 策定体制について、会議の回数等の追記をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、引き続き仕様書の説明をさせていただきます。お手元の資料3-2「枚方市総合計画等策定支援業務委託仕様書(案)」をご覧ください。1ページ 1~4の説明は割愛させていただきます。中段の5. 業務内容からご説明いたします。

基本的には、策定業務をすべて枚方市主導で実施していく想定をしており、事業者には、本市が実施する策定業務全般に関して、助言や調査・検討、運営支援等を行っていただく考えです。また、2段落目に、基本的な考え方でも示しておりますとおり、策定作業の効率化を目的として、データ収集や分析にかかる作業だけでなく、策定作業全体を通し

て、デジタル技術を活用することを明記しています。

(1) 業務の概要について、2ページにまたがり、年度別に記載しています。それぞれの業務の詳細について、中段の(2)にて記載しておりますので、順にご説明いたします。

まず令和8年度です。①市の現況調査及び分析について、実態把握のための基礎調査として、現況調査を行い、本市の特性について分析するとともに、行政サービスの水準が他市と比較してどのような位置にあるのかといった比較資料を作成します。②現行計画の総括及び課題の整理について、現行計画で掲げる施策目標に対する、取組実績の定性的・定量的な検証と総括を実施したうえで、総合計画で定める期間を超える20～30年の超長期的な将来を見据えたビジョンの作成と課題の整理を行います。同時に、次期総合計画における施策体系やその考え方についても検討していきます。③将来人口推計及び分析、人口ビジョン・将来人口の見通しの作成について、将来人口推計を行い、人口の変化が将来にあたる影響の分析や考察を行い、将来人口の見通しを作成します。これは、上記②のビジョン作成にもつながるものです。3ページをご覧ください。④各種アンケート調査等の実施について、市民や事業者など、あらゆる主体からの意見を聴取することを目的として、アンケート調査を実施します。デジタルデバインド対策として、アンケートは郵送による調査も実施する予定であり、これにかかる封筒や郵送料は本市の負担とします。また、小中学生については、本市で1人1台教育用のタブレットを配備しておりますので、そちらを使用し調査を行うことを予定しています。参考に、現行計画策定時の調査実績と小中高大それぞれの学生の数を記載しています。⑤SNS分析、枚方市が過去実施したアンケートや市長への提言の分析について、アンケート調査とあわせて、生活者の自発的な意見の収集や、これまでに枚方市に寄せられた声についても分析を行っていきます。⑥庁内外各種ワークショップの実施支援について、さまざまな立場や年齢層の市民が枚方市の課題やあるべき姿について考え、そうした活動のなかで出た意見やアイデアを聴取することを目的とした、ワークショップを実施します。また、庁内に特化したものとして、若手職員を中心として構成する会議を開催し、若手職員ならではの柔軟な発想や、現場目線の声を拾いあげ、具体的な施策のアイデアを生み出し、計画へ反映させていきます。事業者には、こうしたワークショップにおいて活発な議論が行えるよう実施手法の提案や、活動の効果的な広報につながるような報告書の作成をお願いしたいと考えております。4ページをご覧ください。⑦幅広い市民、事業者からの意見聴取の手法提案と実施支援について、アンケートやワークショップ等では拾いきれない、声をあげられない、あげにくい人たち、例えば性的マイノリティの方や、障害者の方など、そうした方々から意見を聴取したいと考えています。この⑦については、あえて具体的な内容を設けず空白としており、プロポーザルにおいて、事業者の皆様から、どういった方々にどのような手法でアプローチしていくのかをご提案いただきたいと考えております。ここまでの調査、分析等の業務をふまえ、⑧総合計画試案、⑨総合戦略試案を作成します。試案の作成とあわせて、進捗管理の仕組みについても検討していくことを目的として、⑩実行計画及び新たな施策評価手法の提案として、効果測定につながる指標の検討や、関連データの収集などを行います。最後に、令和8年度にかかる会議の運営支援、事務補助、会議録作成の支援について記載をしております。

続きまして、令和9年度です。①素案の作成について、令和8年度に作成された試案をもとに、庁内委員会や審議会で議論を重ね、素案として昇華させていきます。②パブリック

クコメントの実施について、総合計画、総合戦略ともに、パブリックコメントを実施します。③実行計画及び新たな施策評価手法の検討支援について、令和8年度の検討を踏まえ、総合計画に定める施策を計画的かつ効率的に実施するための事業の位置付け手法を検討していきます。また、各年度の事業の進捗や効果について、しっかりと点検評価ができ、事業の改善見直しにつながるような計画とするため、実行計画の様式や評価手法についても検討していきます。最後に、④総合計画及び総合戦略とそれぞれの概要版の作成支援について、できあがりとなる冊子のイメージについてです。この冊子をご覧になる方々が、まちの将来像を具体的にイメージでき、読みやすく、わかりやすいと感じるような冊子を作りたいと考えております。総合計画については、例えばこども向けのものや、外国語版など、策定後の情報発信を効果的に行うため概要版を複数作成する予定です。5ページをご覧ください。⑤会議の運営支援、事務補助、会議録作成については、令和9年度においても運営支援等を行っていただく旨、記載しています。

続きまして、最終年度となる令和10年度です。総合計画のみ、紙の冊子として印刷製本します。原稿については、令和9年度までに完成させておき、令和10年度は印刷のみという状況を想定しています。

(3) 策定にかかるスケジュールの予定です。ご説明してきました内容を簡単に、時系列で記載したものです。これは、各業務の完了時期を目安としてお伝えするものです。業務内容については、以上です。6ページをご覧ください。6. 業務実施体制として、本業務を遂行するための条件を設定しています。7. 業務の再委託について、再委託は原則禁止としますが、あらかじめ発注者の承認を得る場合は可能とします。8. 権利の帰属について、9. 機密保護について、7ページにまたがりまして、10. その他留意事項について、それぞれ記載をしております。11. 成果物の作成、提出について、提出いただく成果物について、年度ごとに記載をしています。こちらは年度末にまとめてではなく、それぞれの業務完了後に随時、提出していただく想定です。8ページから11ページにつきましては、個人情報の保護に関する特記仕様書と、ページめぐりまして、12ページ、13ページと個人情報の取扱いに関する順守事項についての誓約書の様式を添付しています。

以上で、資料3-2の説明を終わります。

次に、資料3-3の選定審査表(案)でございます。先ほど申し上げましたとおり、第2回の選定審査会にて、あらためて説明をさせていただきます。

最後に、資料3-4の様式案でございます。こちらは本プロポーザルへの参加表明や参加資格の確認等の際に提出を受ける様式集です。

説明は以上でございます。

**【会長】** ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等はありませんか。

**【委員】** 資料3-2 3ページ④各種アンケート調査等の実施補助について、アンケートのサンプルサイズを記載していない理由はなぜでしょうか。

**【事務局】** サンプルサイズにつきましては、前回は参考に、あくまでこの提案の中でお示しをいただきたいと思いますと考えております。

**【委員】** わかりました。

さらに、「無作為抽出により実施する調査については」という記載がありますが、これは無作為抽出の手法をとるかどうかも提案ということですか。

【事務局】 その通りです。

【委員】 「郵送調査を可能とする」というのは、郵送調査でなくてもよいということですか。

【事務局】 その通りです。

【委員】 具体的にどのような方法を想定されていますか。

【事務局】 基本的にはアンケートフォームを用いたインターネットアンケートが一番気軽にできると考えており、これをベースとした提案が多いと予想しております。その上で、無作為抽出や郵送調査といった形で、統計的に優位な数字を取りに行くなどの含みを待たせて記載をしています。

【委員】 こちらはすべて提案の内容次第という認識でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そのように考えております。

【委員】 加えて⑤についてですが、配点が高いにもかかわらず、仕様書の文言がかなり緩めに設定されている印象を受けます。これでは、提案者側としては何を提案すればいいのか分からず、困ってしまうと思われれます。どのような項目がいくつあるかといった情報は、どこかに記載されていますでしょうか。

【事務局】 記載していません。

【委員】 提案するに当たり、枚方市が過去に実施したアンケートや市長への提言の分析に関するデータや項目などがわからないと提案しづらいと思うので、業者が提案しやすいように検討していただければと思います。

【副会長】 もし、優秀な方が1人で提案した場合も認められるのでしょうか。

【事務局】 はい。その場合は、本当に業務をこなせるのかといった観点で審査をしていただければと思います。

【副会長】 人数の配置に関する基準は設けていないということですか。

【事務局】 はい。

【副会長】 7ページの11. 成果物の作成、提出について「随時提出する」とありますが、成果物の提出期限をしっかりと守ってもらうというイメージが持てるような書き方にしたほうが良いと思います。

【事務局】 そのような表現の文章を追記させていただきます。

【委員】 7ページの11. (3) 各種アンケート調査報告書のところに、先ほどのSNSの分析などが入るのですか。

【事務局】 その通りです。

【委員】 7ページ(3)に示されている「各種アンケート調査」と3ページ④に示されている「各種アンケート調査」のニュアンスが一致しないと思います。(3)と(4)の間に一番配点の高いSNSの分析などの項目を入れる必要があると思います。

次に、再委託に関することについてですが、「あらかじめ」の場合というのは提案時ですか。それとも受注が決まった後のことですか。

【事務局】 業務を委託する契約締結までの間のことです。

【委員】 おそらくこの業務は再委託が使える類のものと思われるので、提案時に何をどこに再委託するのか明記した提案書を作成してほしいということの記載が必要だと思います。

【委員】 誓約書についてですが、あまり聞きなれない言葉ですが、このような様式で「保護責

任者」という言葉を使うのでしょうか。

**【事務局】** 過去にプロポーザルで実施しました様式を参考に作成しております。ご指摘の部分について確認させていただきます。

**【会長】** 先ほどご説明いただきました仕様書についてご意見をいただきました。特に、業務の詳細につきましては、仕様書の3ページの各種アンケート調査等、⑤SNS分析に関してご意見をいただいております。⑤の提案分析につきましては参考がないので、具体的にイメージができるようにお願いします。

また、各年度の作業につきまして、それぞれの業務の完了日時をご提示いただいた方が良いと思います。

事業者が再委託を予定しておられるようであれば、より具体的な作業を明確に示すというの意味でも、できるだけ事前に再委託について示した方が良いかと思っております。

成果物の作成について、SNS分析に関してきちんと示した方が良いのではないかと考えております。

議論につきましては、このぐらいにさせていただきたいと思っております。本件については、本日皆さまからいただいたご意見を可能な限り反映するよう修正を進めていただくようお願いいたします。本日の会議以外での意見の取り扱いについて事務局からお願いします。

**【事務局】** 貴重なご意見をいただきありがとうございます。本日いただきましたご意見の他、お気づきの点等がございましたら、1月13日（火）までに事務局までお知らせください。いただいたご意見を踏まえ、修正した内容につきましては、メールにて皆様に共有させていただきます。最終的には、審査基準等も含めまして、1月18日（日）16時からの第2回審査会にてあらためてご確認いただき、最終資料として決定したいと考えております。

**【会長】** それでは、追加の意見については、1月13日（火）までをお願いします。本件の修正については、第2回を1月18日（日）16時から開催し、反映状況等について、委員の皆さんにご報告しましたのち、審査基準とともにあらためてご確認いただくこととしますので、よろしくをお願いします。

## **案件（5）その他**

**【会長】** それでは、次に、「案件（5）その他」の事項について、事務局から何かありますか。

**【事務局】** 次回以降の審査会開催スケジュールについてご連絡いたします。委員の皆様におかれましては、日程調整にご協力いただき誠にありがとうございました。

資料4 審査会開催日程（案）をご覧ください。資料に網掛けをしておりますのが、審査会の開催日程でございます。次回の第2回審査会につきましては、1月18日（日）16時～より、本日と同じ場所、ここ特別会議室にて開催を予定しております。こちらにつきましては、あらためて開催通知を送付させていただきます。第3回審査会としましては、事前にお知らせしておりました審査会回数に追加する形となり、大変恐縮ではございますが、2月16日（月）の週に開催させていただきたく存じます。内容といたしましては、参加表明書の提出が、2月12日（木）までとなっておりますので、提案者から提案されました参加資格の確認をしていただく予定です。

また、提案事業者のプレゼンテーションを予定しております第4回審査会につきまして

は、3月18日（水）第3分館第3会議室にて開催を予定しておりますが、万が一提案者数が6者を超えるような場合につきましては、3月9日（月）開催の可能性もございます。恐れ入りますが、ご予定の程よろしく願いいたします。日程及び提案者数が確定次第、速やかに通知させていただきますのでよろしく願いいたします。

最後に、答申をいただきます第5回審査会については、4月上旬に開催を予定しておりますので、あらためて日程調整のお願いをさせていただきます。

ご委員の皆さまには年度末、年度始めのお忙しい時期に大変恐れ入りますが、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

**【会長】** ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等はありませんか。

#### 4 閉 会

**【会長】** それでは、本日の案件はすべて終了しましたので、以上を持ちまして、「第1回 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会」を閉会します。長時間にわたり本審査会の円滑な運営にご協力をいただき、ありがとうございました。